

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

当院（施設）は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しております。

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	510円	
		（例外）指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	300円
低所得者 （住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	110円	

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の方

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方
②老齢福祉年金受権者

名古屋市重症心身障害児者施設
令和7年4月1日